資料１－３

新旧対照表

新	旧
○徳島市国土強靭化地域計画推進市民会議設置要綱 ～中略～ （組織及び任期） 第３条　市民会議は、委員２０人以内をもって組織する。 ２　市民会議の委員は、＿＿＿＿＿＿＿＿学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。 ～中略～ 削除 ～中略～ 附　則 この要綱は、令和４年７月１５日から施行する。	○徳島市国土強靭化地域計画推進市民会議設置要綱 ～中略～ （組織及び任期） 第３条　市民会議は、委員１５人以内をもって組織する。 ２　市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。 ～中略～ 別表（第３条関係） ～中略～